

# 台風第19号に係る代替償却資産特例措置のお知らせ

台風第19号により滅失又は損壊した償却資産に代わるものとして取得又は改良した償却資産に対しては、課税標準を軽減する特例措置が適用されます。(地方税法第349条の3の4) この課税標準の特例措置に該当する場合は、下記に従って申告書類を提出してください。

## 1 被災資産の代替償却資産特例適用の要件

### (1) 対象者

台風第19号により滅失又は損壊した償却資産の所有者

### (2) 対象資産(代替償却資産)

- ① 台風第19号により滅失又は損壊した償却資産に代わるものとして取得した償却資産
- ② 台風第19号により損壊した償却資産を修理又は改良を行った場合の改良費(資本的支出のみ)

### (3) 取得期限

災害発生日(令和元年10月12日)から令和6年3月31日までの間に取得又は改良した場合

### (4) 適用期間と特例率

取得又は改良が行われた日後、最初に固定資産税を課することとなった年度から4年度分、課税標準となるべき価格の2分の1の額を軽減します。

#### 《注》

- ◆ 原則、旧償却資産と種類が同一であり、使用目的又は用途が同一であると認められる代替償却資産に限ります。
- ◆ 地方税法第349条の3又は同法附則第15条から第15条の3までの課税標準の特例制度の適用を受ける代替償却資産については、特例適用後の課税標準からさらに2分の1を軽減します。

## 2 申請書類

- ① 台風第19号に係る代替償却資産特例適用申告書
- ② 台風第19号に係る代替償却資産対照表
- ③ 被災償却資産が台風第19号により滅失又は損壊したことを証するもの  
[台風第19号に係る減免決定通知書、り災証明書、(写し)等]  
※福島市へ償却資産の災害減免の申請をされた被災資産については提出不要です。
- ④ 平成31年度の償却資産の詳細が記載された書類  
[被災償却資産が記載された、資産所在市町村の償却資産明細書(写し)等]  
※福島市の平成31年度償却資産課税台帳に登録された償却資産については提出不要です。
- ⑤ 被災償却資産について代替償却資産を新たに取得した場合は、代替償却資産に対し最初に固定資産税を課する年度において、被災償却資産が償却資産課税台帳上登録されていないことを証する書類。  
[被災償却資産を除却又は売却等の処分をしたことが分かる書類(写)等。]  
※福島市の償却資産課税台帳に登録されていないことが確認できる場合は提出不要です。

⑥改良等を行った場合は、その金額が確認できる書類。

[見積書、納品書 等]

※福島市の償却資産課税台帳に登録されている場合や、償却資産の災害減免の申請をされ、申請書類として同等の書類の添付がある場合については提出不要です。

■平成31年1月2日から災害発生日（令和元年10月12日）の前日までの間に取得し、台風第19号で被災した償却資産については、災害発生時に被災地に所在、所有していたことを証する書類を提出してください。（納品書（写し）等）

■代替償却資産の取得者が、旧資産の所有者の相続人である場合や、合併・分割承継により資産の所有者となった法人である場合は、以下の書類を添付してください。

ア) 相続人の場合：相続人であることを証する書類（戸籍謄本等）

イ) 合併・分割承継法人の場合：その法人であることを証する書類（登記事項証明書等）

申請をされる方は、申請書等書式を福島市ホームページに掲載しておりますのでダウンロードいただくか、郵送にてお送りしますので下記お問合せ先までご連絡ください。

↑ 福島市公式ホームページ掲載箇所

トップページ>震災関連・防災・安全>台風19号関連>被災された方>市税等の減免制度について  
→ 6(4) 台風19号に係る被災代替償却資産特例の適用について

【上記申請書類提出の要、不要について】

区分 必要書類	市内で被災し市内に 代替資産を取得	市外で被災し市内に 代替資産を取得	市内で被災し市外 に代替資産を取得
2 ①	○	○	—
2 ②	○	○	—
2 ③	△ (減免申請済の場合は不要)	○	—
2 ④	—	○	—
2 ⑤	—	○	—
2 ⑥	—	○	—

### 3 提出先及び提出期限（令和2年度申告分）

提出先 福島市役所資産税課

提出期限 令和2年1月31日（金）

※令和2年度償却資産申告書と併せてご提出ください。

詳細については福島市ホームページにおいても確認いただけます。

その他ご不明な点につきましては、下記お問合せ先までご連絡ください。

【お問合せ先】 福島市役所 資産税課 償却資産係 TEL 024-525-3730